

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、全済生会労働組合山口支部から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成30年11月19日

山口県知事 村岡嗣政

1 要求事項

年末一時金

2 日時

平成30年11月30日以降本問題の解決に至るまでの期間

3 場所

山口市朝倉町4番55号 済生会山口地域ケアセンター

4 概要

同盟罷業及び怠業を含む争議行為